

2021/06/30 付 領事メール

件名：【新型コロナウイルス】スペインへの入国制限解除国・地域からの英国の除外について

- 7月2日（金）0時より、スペインへの入国制限解除国・地域から英国が除外されます。
- スペイン保健省が認めるコロナワクチン接種証明書を有する方及び同伴する未成年者は、入国制限の例外とされています。
- また、英国の居住者が、英国から直接スペインへ入国する場合は、コロナワクチン接種証明書に加え、スペイン保健省が認める診断証明書も有効とされています。
- 日本は、引き続きスペインへの入国制限解除対象国・地域に含まれています。

●○○●●新規事項●○○●●

1 6月29日、スペイン政府は、EU及びシェンゲン加盟国の域外からスペインへの入国制限解除国・地域に係る規定を一部改正し、当該対象国から英国を除外するとともに（下記(1)）、入国制限の例外規定の追加（下記(2)）を行いました。

本措置は、7月2日（金）0時から、当面、7月31日（土）24時まで適用されますところ、英国への渡航を予定されている方は、ご注意ください。

（掲載官報：<https://www.boe.es/boe/dias/2021/06/29/pdfs/BOE-A-2021-10746.pdf>）

なお、日本は、引き続きスペインへの入国制限解除対象国・地域に含まれていますが、日本から英国を経由してスペインへ渡航する場合は、英国の空港で乗り継ぎを行って（英国に入国せずに）到着することが条件になります。

今次改正を含む、改正後の具体的規制内容（抜粋）は、以下のとおりです。

（1）新たな入国制限解除対象国・地域（14か国・3地域）（対象国の居住者（residentes）が対象）

アルバニア、豪州、イスラエル、日本、レバノン、ニュージーランド、北マケドニア共和国、ルワンダ、セルビア、シンガポール、韓国、タイ、米国、中国、香港、マカオ、台湾

ア 中国は相互主義を条件とする。

イ 当該対象国及び地域の居住者であっても、①対象国たる居住国から直接到着する場合、②他の対象国のみを経由し到着する場合、又は、③非対象国の空港で（当該非対象国に上陸せず）乗継ぎを行い到着する場合、のみに入国が許可される。

（2）上記（1）の対象国以外のEU・シェンゲン域外国に適用される措置

k) スペイン保健省が認めるコロナワクチン接種証明書を有する者及び同伴する未成年者。英国に居住し、英国から直接スペインへ入国する場合、コロナワクチン接種証明書に加え、スペイン保健省が認める診断証明書も有効となる。

2 スペイン国内における新型コロナウイルス感染症拡大状況について

スペインにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のスペイン保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>